

1. 件名（情報）・題名

スマートフォン決済アプリを使ったキャッシュレス決済を導入します

2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）

令和4年4月から、市税等の納付方法に、スマートフォン決済アプリを使用したキャッシュレス決済を以下のとおり導入します。

スマートフォン決済アプリで、納付書に印刷されたバーコードを一枚ずつ読み取ることにより、24時間いつでもどこでも市税等の納付ができます。

(1) 目的

行政手続きのデジタル化による市民の利便性の向上に加え、窓口等での対面接触を減らして新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ります。

(2) 利用開始日

令和4年4月1日（金）

(3) 対象の市税等

- ① 市 税：市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税（種別割）
- ② 保険料：国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料

(4) 対応アプリ

- ① 電子マネーをチャージして支払うもの
PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、d払い 請求書払い、
J-Coin 請求書払い、au PAY（請求書支払い）
- ② ネットバンキング、クレジットカードを利用して支払うもの
モバイルレジ

※クレジットカードを利用する場合、利用者は納付額に応じた決済手数料を、クレジットカード会社に支払う必要があります。市の収入にはなりません。

※クレジットカード払いができるクレジット会社

VISA, Mastercard, JCB, American Express, Diners Club

【決済の流れ】



3. 添付資料（要綱・名簿・写真等）

チラシ

4. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）

八千代市財務部納税課 電話：047-421-6726

4月から スマホ で支払いできます！

使えるアプリ



利用できるクレジットカード

クレジットカード払いはモバイルレジを利用します。
決済手数料はお客様負担です。市の収入にはなりません。



◆納付方法◆

- ①納付書のバーコードを読み取る
- ②支払金額を確認後、「支払う」を押す



納付できるもの：バーコードが印字されている八千代市の納付書

- ・市税（住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）
- ・保険料（国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料）

◆主な注意事項（利用前に必ず市ホームページの注意事項を確認してください。）◆

- ・領収書は発行されません。領収書が必要な方は、市役所・支所や金融機関等の窓口、コンビニで現金で納付してください。
- ・納期限を過ぎたもの、納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、バーコードの印字が無いもの、バーコードが汚損や破損で読み取れないものは利用できません。納付書の再発行は納税課に連絡してください。
- ・市役所・支所、金融機関等やコンビニエンスストアの窓口で、スマホ決済による支払いはできません。納付書のバーコードをスマホのアプリで読み取る決済方法となります。
- ・ポイントの付与については、使用するアプリやカード会社にお問い合わせください。

詳しくは⇒



八千代市納税課 ☎047-421-6726 (8:30~17:00)